

## 質問

郡・郷・保について その形成過程や位置づけについて、具体的に説明して下さい。

[回答者] 鎌倉 佐保

郡とは、律令制のもとで国の下にあつて郷(里)を統括した行政単位である。『大宝令』では、郡の下部単位には、里が置かれ、五〇戸を一里とする郡里制がとられていた。里は靈龜元年(七一五)に郷に改称され、五〇戸をもって一郷とした郷の下に二、三の里が置かれる郷里制に改変され、その後天平十二年(七四〇)には里が廃止された。郷には、郷長が置かれ、郷内の行政事務を担当した。この律令制下の郡・郷の組織は一〇世紀には解体する。そして一〇世紀末には、郡がいくつかに分割されてそれぞれが国衙への納税単位として見られるようになり、また新たな名称の郷が郡の下部単位ではなく郡と並立するものとして見られるようになるのである。

たとえば、大和国では長保年間(九九九―一〇〇四)には城下郡とならんで城下東郷・城下西郷が見え、十市郡・十市東郷・十市西郷などが併立してあらわれる。また寛弘二年(一〇

〇五)には筑前国司から糟屋西郷司に、観世音寺の不輸租田替地に関する命令が直接下されている(寛弘二年十一月十五日筑前国符案、内閣文庫所蔵文書、『平安遺文』四四二号)。郡司を介さず国司から直接命令をうける郷司が登場してくるのである。

このような郡・郷の再編成は、一九七〇年代初め頃までの研究では、割拠的な郡司的土豪の郡・郷支配権を国衙が承認したことによるものと捉えられてきた(坂本賞三『日本王朝国家体制論』東京大学出版会、一九七二年)。しかしその後の研究により現在では在地領主制の体制的承認という理解は否定され、受領による徴税制度の根本的転換と連動した郡・郷統治機構の再編成として捉えられるようになっていく。一〇世紀末頃、受領のもとで国衙検田が強化され、検田によって把握された公田数に基づいて官物を徴収する新たな徴税制度(公田官物率法)が成立する。それと連動して、収納所を置いて官物収納をおこなう徴税領域として郡・郷が再編成されていったのである(大石直正「平安時代の郡・郷の収納所・検田所について」(豊田武教授還暦記念会編『日本古代・中世史の地方的展開』吉川弘文館、一九七三年)、佐藤泰弘「受領の支配と在地社会」(『岩波講座日本歴史』古代5、岩波書店、二〇一五年)。これが郡郷制再編の第一段階である。

さらに一一世紀後半から一二世紀になると、再開発の申請に

よって、また新たな郷や保が既存の郡・郷から独立した徴税領域として登場してくる。この段階に成立してくる新たな郷や保は、荒廢田の再開発申請と同時に、税の優遇措置を獲得していることを特徴としている。多くの場合、雑役が免除され、官物のみを一般の郡・郷とは異なる率法で国衙に納入する場合が多く、一色別符、一色保などと呼ばれた。一色とは官物一色という意味であり、別符とは、別の徴符で官物が徴収されることからくる名称である。

越前国大野郡内には、大治二年（一一二七）に一色別符として泉郷が形成された。この泉郷は、白河院近臣であった藤原成通が、寄進された田地をもとに周辺の荒廢公田を含めた領域の再開発を国司に申請し、開発三年間の官物斗代減免、その後は官物一色のみ国衙に納入し雑役免除という条件で承認を得て成立させた郷であった（大治二年十二月二十八日僧永真所領寄進状、京都大学所蔵一乘院文書、『平安遺文』一一一四号）。古代にはこの地は「出水郷」（和名類聚抄）と呼ばれた地であったが、ここに新たな再開発申請によって大野郡から独立した特別の税率をもった領域としての泉郷が成立したのである。一二世紀には、このような院近臣などの貴族や、地方の有力在庁官人等によって荒廢公田を含んだ領域の再開発申請がなされ、各地で新たな郷が生み出されていくことになった。国司としては、

税の優遇をしても再開発の進展による官物納入増加を見込んだのであろう。

また、こうした再開発申請によって成立した領域のなかで、保と呼ばれたものがあつた。保は、多くは寺社や官司が関係して再開発申請がなされて、雑役が免除されるほか、所当官物についても、その一部が寺社や官司に納入されるなどの措置がなされた領域であつた。

応徳三年（一一〇八六）丹波国司源顕仲は、東寺の五重塔の再建に際して、東寺がかつて領有していたものの廢絶状態にあつた田地六〇町を一色保とし、東寺に雑役を免除するとともに、塔の作事の間は所当官物を東寺が收取することを認めた（康和二年二月十九日丹波国司解案、東寺百合文書、『平安遺文』一四二六号）。国司は塔の造営が終わつた後、元の郷に戻そうとしたものの、この地はかつて東寺が領有していたこともあり東寺の訴えによって莊園として立荘されることとなつたが、保とは、基本的に国衙領として位置づけられた領域であり、国司が認めた場合に限り官物の収納を認可されるものであつた。

応保二年（一一六二）下野国では、国司が藪部郷の雑事を免除し、東大寺の保とすることを承認し、藪部保がたてられた（応保二年三月七日下野国司庁宣、東南院文書『平安遺文』三一九四号）。これは藪部郷の再開発を東大寺に委ねるとともに、

本来国司から東大寺に納入すべき御封の代替として保の所当官物をあて、東大寺に直接それを收納させるものであった。東大寺は保司となった在地領主と連携してこの地の再開発を申請し、保を成立させたと考えられる。このように封物などの代替として国衙領の所当官物をあてることを便補びんぼといい、国衙は莊園として認可するのではなく、国衙領のなかに保をたて、その所当官物を一時的にあてることで、納物の代替としたのである。したがって便補の残りの官物は原則として国衙に納入されるものであった。国司は、再開発地が莊園化して国衙支配から離脱するのを抑制し、かつ納物の支払いを果たすものとして保を設立し、その所当官物で便補するという方法をとったのである。

また、若狭国の国富保は、永万元年（一一六五）官務家小槻隆職の申請によって太政官厨家の納物の便補保として承認され、小槻隆職が保司として開発していった保であった（建久六年十二月四日太政官符、吉川半七氏旧蔵文書、『鎌倉遺文』八二〇号）。小槻隆職はこのほかに、常陸国石崎保をはじめ備後・土佐・讃岐・安芸など各地で開発を進めながら便補保を形成していったことが知られる（官中便補地由緒注文案、壬生家文書、『鎌倉遺文』三〇三九号）。こうした下級官人も、各地で積極的に国司に申請して再開発を請け負い、官司への納物の便補を名目として、官物の一部を官司に納入し、その他の官物等を国衙

に納入する保を形成していったのである。

つまり、一一世紀後半から特に一二世紀にあらわれる新しい郷や保とは、国司が貴族や官人あるいは寺社、あるいは地方の有力在庁官人などに一定の領域の再開発を委ね、その領域の地主的権利と一部得分の取得を認めることで成立したものであった。そのなかで保と呼ばれた領域は、再開発の委託と同時に、寺社や官司への納物をその土地からの收納物に代替したものであり、国司も積極的にその設立に関与したところに特徴があり、代替物分の残りは国衙に收納される国衙領であった。国司は、こうして再開発を委ねながらも、その領域が莊園化して国衙の支配から離脱することを抑制し、郷や保として国衙領のなかに位置づけていったのである。

こうした再開発申請によって形成された新しい郷や保のなかには、一二世紀後半頃に院や御願寺に寄進されて莊園に転化していくものもあったが、基本的には、一一世紀以来再編された郡・郷と並立して国衙領を構成する領域として位置づけられていった。

このような郡・郷の再編成と、新たな郷や保の形成という過程を経て、一三世紀初頭には、一国内の莊園・国衙領の領域はほぼ固定し、大田文に記載されたような莊園・国衙領の構成ができあがっていったのである。郡・郷・保は同じく国衙領を構

成する単位であるが、郡・郷、郷・保はそれぞれ形成過程が異なり、形成過程に応じて収取の内容が異なっていたのである。

従来の理解では、郡・郷・保などの国衙領の形成は、郡司・郷司・保司などの在地領主の側から、彼らが開発領主として成長し、郡司・郷司・保司などの公権を獲得し領域支配を実現していくということを軸として説明がなされてきた。現行の教科書も、多くは荘園公領制概念が提起された一九七〇年代初頭の通説的理解をもとに記述されており、郡・郷・保は在地領主の所領として同質のものとして扱われている。だが、その後の研究の進展によって、郡・郷・保も、荘園も、在地領主の所領形成の動きを基軸として捉えることはできなくなっており、寺社・貴族等の権門、国司の動向、院政期においては院権力、およびそれに連なる貴族・武士の動向など、権力側からの編成や権門の動向を踏まえなければ説明することはできない。郡・郷の再編成も受領を中心とした国衙支配の展開のなかで捉えなければならぬし、一一世紀後半～一二世紀の郷や保の成立も、貴族や寺社権門の積極的な動きと国司側の動向をぬきには説明できないのである。

(かまくら・さほ／首都大学東京都市教養学部准教授)



## センター試験への道 **日本史** (第6版)

久我純一・松本晃和・横関浩司 = 編

センター試験の問題を教科書の章立てに合わせて再構成し、誤りやすいポイントを解説する。2004～2015年の問題を収録。センター試験の分析・対策に最適。2色刷。

B5判 148頁 解答16頁 本体1000円(税別)  
ISBN 978-4-634-01053-6

## センター試験への道 **世界史** (第8版)

年森寛・今泉博 = 編



センター試験の問題を教科書の章立てに合わせて再構成し、誤りやすいポイントを重点的に解説する。センターの傾向に沿って「同時代史」「テーマ史」を新設。2色刷。

B5判 158頁 解答16頁 本体1000円(税別)  
ISBN 978-4-634-03076-3

## センター試験への道 **倫理** (第5版)

センター試験への道 倫理編集委員会 = 編



教科書の配列に沿って再構成し、2015年の問題まで掲載したセンター試験対策の決定。選択肢ごとに詳しく解説されている。苦手分野も集中的に学習できる。2色刷。

B5判 216頁 解答16頁 本体1000円(税別)  
ISBN 978-4-634-05222-2